

支援センターだより
No. 5

なぜ必要？

税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター
(公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの5回目は、身元保証人と成年後見人についてです。

1 はじめに

成年後見人、特に任意成年後見人を引き受けようとする、利用者から身元保証の依頼を受けることが多くあります。身元保証人になっていいのか、そこまでは、引き受けたくない、いろいろ悩むことがあるかと思えます。今回は、この点について検討します。

2 こんな時は

「成年被後見人A(利用者)が体調を崩したため、Aの同意を得て、近隣の総合病院に入院させることになりました。病院は、入院には、身元保証人と緊急連絡先の登録が必要であると主張しています。しかし、Aに

は身元保証人や緊急連絡先を引き受けてくれそうな親族は全くない。成年後見人に身元保証人や緊急連絡先を引き受けてもらうことはできませんか」と質問された場合、なんとお答えすべきでしょうか。

3 身元保証の内容

身元保証の内容を確認すると、入院契約の一部(特約)になっていた、付随して結ばれる独立の身元保証契約の形をとる場合があります。いずれにしても、個別の契約によって内容が決まるため、それぞれの契約書を精査して内容を確認する必要があります。

一般的には次のような項目が含まれています。

(1) 成年後見の職務対象とできる事務

① 施設料や医療費の支払い

について支払事務を代行すること

② 身元保証に関する家族等との連絡・調整

(2) 職務対象とできない事務

③ 利用者が発生させた損害に関する連帯保証責任

④ 契約上の債務の連帯保証責任

⑤ 身柄の引取り

ただし、他の施設や病院への移転の手配という形であれば実施することも可能

⑥ 身体への干渉についての代行決定事務

(3) 対応に注意を要する事務

⑦ 緊急連絡先の引受け

まず、③と④の事務は2つの意味で問題があります。

1つは成年後見人が利用者の債務に関する保証人となることは、成年後見の遂行を本人の資産で行うという制度の根幹的な趣旨に抵触するおそれがあるという点です。民法861条2項が「後見人が後見の事務を行うために必要な費用は、被後見人の財産の中から支弁する」と規定していることに注意する必要があります。

2つめは、求償権行使に関する利益相反性の問題です。仮に成年後見人が利用者の債務について保証人となり、この債務を弁済した場合、成年後見人は利

用者に対して求償権を取得することになります。しかし、この求償権の行使は明らかに利益相反行為です。成年後見人としては、こうした利益相反的な事態を招くような行為はそもそも行うべきではないというべきでしょう。

⑤の事務は、原則的には成年後見人の引き受けるべき事務ではありません。こうした身柄の引取りの場合、通常想定されるのは身元保証人の自宅への引取りですが、これを本人の家族でない第三者後見人に要求することがナンセンスであることはいうまでもないでしょう。

⑥の事務については、現在の成年後見人にはこうした権限はありません。

⑦の事務についても微妙な問題があります。この内容が親戚や知人等と折衝して緊急連絡先のなら手を確保するというだけであれば、特別な問題は生じません。しかし、成年後見人が自ら緊急連絡先を引き受けた場合、利用者の病態等によっては文字どおりの24時間待機が必要となる可能性もあるでしょう。

見守り義務の観点からいえば、緊急時のこうした対応は好ましいことともいえるのですが、現実問題としては過重負担となるケースも少なくないでしょう。

このように、一般に身元保証の内容として施設や病院側が期待している事務の大半は成年後見人の職務範囲外であるか、あるいは、職務として好ましくないものです。

4 おわりに

身元保証には、かなり雑多な性質のものが混在しているわけですが、これを踏まえたくうえで、専門職後見人としては、引き受けるべきではありません。というのも、先にあげた②⑦の6つの事務のほとんどは、家族の役割としてはともかく、成年後見人の職務としては適切とはいえないからです。社会の現状は、家族と成年後見人との混同あるいは同一視といった考え方が根底にあるのです。

施設や病院側が身元保証を要求してきた場合には、成年後見人の法律上の職務範囲について丁寧に説明し、その理解を求めることが必要でしょう。そして、どうしても身元保証人が必要な場合には、成年後見人の職務として対応できる問題に身元保証契約の内容を限定したうえで身元保証人を引き受けるということが重要です。そして、このためには施設や病院と契約を結ぶ前に、契約書の内容を精査することが必要だといえます。

(金野しげ子相談員)